

とは先にも述べましたように寺崎先生のお言葉ですが、これに加えまして、私は少し過激に、「大学史料室のない大学は大学とはいわない」というぐらいの気持ちがないといけないといっておきます。広島大学はもうお持ちになるわけですから大学だということになります。私は、数年前にできましたので大学です。このぐらいの意識を持ち、歴史へのこだわりを持つて、後進に誇れる歴史を自分たちが築いていくのだという気概を持つ必要があると思います。そうしたことやるために、どうしても大学史料室や文書館というものがなくてはならないと思うのです。

新しい物事は若干の気力と資金があればいつでも可能だし、スタートできる。しかし一〇年、五〇年、一〇〇年という歴史のあるものを新しく作ることは不可能です。史料や歴史をもつと大事にしなければいけない。例えば、ヨーロッパ等に行きますと、古い壊れた建物を一所懸命修復している場面によく出会います。ドイツなど、戦災で破壊された建物を戦争の前の状況に修復する作業を根気よく続けてきました。そこでは、古さが、歴史が競われているのではないかと思います。彼らに比べますと、私たちは歴史に対するこだわりが少ないのでないかと思うのです。

(ありかわ せつお・九州大学大学史料室長・副学長)

「司会」どうもありがとうございました。質問等おありかもしませんが、報告に対するご質問は、後の質疑応答の時間に回させていただきます。先生、どうもありがとうございました。

それではここで、約一〇分間の休憩を挟みたいと思います。第二講演は、こちらの前の正面の時計で二時一五分から行いたいと思いますので、それまでご休憩なさいください。

【司会】時間になりましたので、本日の第二講演を始めたいと思います。講演は「明治天皇紀編纂と史料公開・保存」です。岩壁義光先生、よろしくお願ひします。

明治天皇紀編纂と史料公開・保存

岩壁 義光

はじめに

岩壁義光でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。私は大学には非常勤では関係しておりますが、発表者の簡単なプロフィールの中にもありましたように、もともとは博物館におりまして、それから書陵部に移りましたのですから、大学の皆さまが問題とされている本日のテーマの主旨と、私の発表の内容が一致しますかどうか少し心配になつておられるという方が、今の偽らざる気持ちでございます。

一、宮内庁書陵部について

最初に簡単に書陵部の紹介をさせて頂きます。書陵部の前身である図書寮の名称は、古いといえば本当に古く、大宝元（七〇一）年に成立した「大宝令」のなかに見られます。これで考えれば本当に話が古くなりますが、実態として現在に直接結びつくのは、明治一七（一八八四）年宮内省内に置かれた図書寮からです。これが戦後になりまして図書寮と陵墓を管理する諸陵寮とが合併し、昭和二四（一九四九）年それぞれの一文字をとつて書陵部となつたわけです。

現在の組織は図書課と編修課、それに陵墓課の三課から成っています。これに正倉院の事務管理が入っています。

図書課は六つのセクションに分かれています。皆さんのが書陵部をお使いになる時に直接対応するのが出納係で、一般の方々への窓口です。つぎに図書調査室。ここで図書や文書の受け入れ、調査、整理をします。それから修補係。ここにはいわゆる職人さんが集まっていますが、元学芸員の私の目から見て大変にすばらしい修補の技術を持つた集団と驚いております。次に図書館係。これは国立国会図書館の支部で宮内庁図書館です。書陵部にも明治期から集められた図書が大量に所蔵されておりますが、管理上から物理的に使用しにくい図書も多く、編修や調査には図書館係を通じて国立国会図書館所蔵図書を借用して利用することが少なくありません。また、戦後の皇室関係の図書や雑誌記事などを収集し整理しているのもこの係です。このほか図書課には、後ほどお話しする歴史資料としての公文書の整理・保管・公

開を担当している公文書係と、一般庶務を扱っています庶務係があります。

その仕事としましては、繰り返しになるところもありますが、配付資料にありますように、図書課では皇統譜の調整や登録および管理、それに史料や図書の保管・公開などを行っています。史料は約四一萬点ございます。その多くは前近代の文書ですが、近代のものは『孝明天皇紀』と『明治天皇紀』の編纂関係資料が大半です。もつともこれには公文書の系譜を持つ歴史資料は含まれておりません。そのほかに特殊なものとしては東山御文庫の複写写真の公開があります。ご存じのように京都御所には東山御文庫があり、非公開となつております。勅使による勅封が現在でも行われております。東山御文庫の保管資料は、毎年秋に限られた数の文書箱を開き虫干しを行います。この曝涼のときに資料を撮影しまして、その写真を書陵部で一般に公開しご利用頂いております。東山御文庫本につきましてご興味のある方は、書陵部におられた東大史料編纂所の田島公氏が科研で本にまとめられたいらつしやいまでの、そちらの報告書（『東山御文庫を中心とした禁裏本及び禁裏文庫の総合的研究』）をご覧いただければと思います。

編修課は実録編修室と皇室制度調査室とがあります。前者は天皇・皇族の実録編修を、後者は皇室制度の調査を行い、その成果を『皇室制度史料』（吉川弘文館）として編集・刊行をしております。編修課はあまり外部との接点がありませんので、その仕事につきましては一般の方には馴染みが少ないと思われますが、図書課の仕事が資料の整理・管理を中心とするのに対し、編修課は文字通り作り出す方であり

ます。

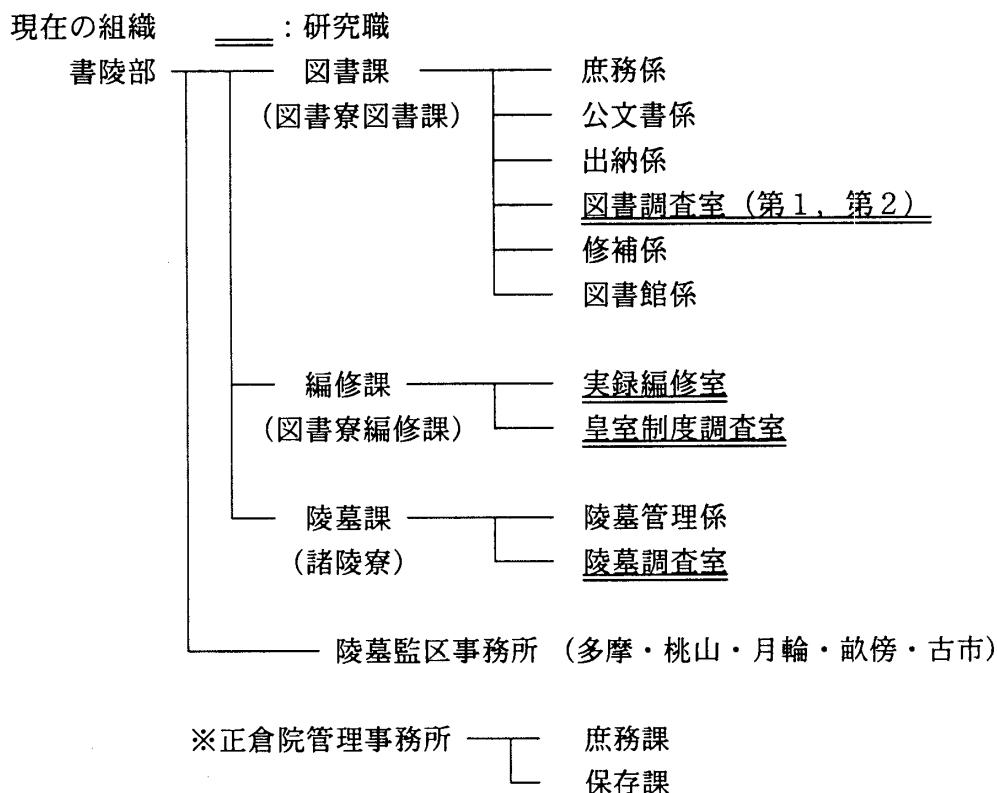
それから陵墓課。こちらは近年各地で古墳時代の発掘が相次ぎ、何かと話題になる課でございます。

このほかに書陵部には五つの陵墓管区事務所があります。参考までに表一「現在の書陵部」をレジュメに添付いたしましたのでご参照ください。一覧表のうち二重線を付してある部分は研究職職員が構成しています。

次にレジュメにもありますように目録についてお話しします。目録

類は戦後の改革期に編集された『和漢図書分類目録』二冊および同『増加一』が中心で、これに新しく整理を終えた分を紀要の彙報に載せています。こうした目録類は、戦後の大リストラ時代、約六〇〇〇人の職員が一〇〇〇人程度に減らされた厳しい時代の生き残り策の賜であるといえなくありません。当時、図書寮やその後身である書陵部がその所蔵資料をいかに公開していくかということを、重要課題にした形跡が見られます。昭和二一(一九四六)年から二五、六年までの傾向が著しい。例えば毎月展示会を催すとか、また新たに『書陵部紀要』を刊行するなど、矢継ぎ早に情報を公開していく方向を推し進めました。今や入手が困難となっています『図書寮典籍解題』もこの時期に編集されたものです。土壇場にくると最善の方向は自ずと見い出される一つの好例と思います。情報公開法や国立系の文化施設の独立行政法人化問題が表面化した平成一一(一九九九)年頃から、書陵部では今まで未整理で非公開扱いになっていた史料を整理いたしまして、その多くを公開いたしております。これは利用に供されない多く

表一 現在の書陵部



の資料を抱える史料館や文書館、博物館、図書館というものは、次の時代に生き残れないのではないかという考えが、最近の書陵部にはありますと私は信じております。

以上が書陵部の概要です。しかし一般に開かれているか否かということは、非常に難しい問題です。特に書陵部の場合には難しいと実感しています。物理的にも場所が皇居内ですからちょっと利用しにくいこともある。さらに資料の閲覧室が狭く、閲覧には前もって予約をして頂かなくてはならないといった特殊な事情もあり、決して利用しやすい資料館とはいえないのが現状です。さらに資料を次の時代に残すことを最優先する価値觀から、状態の悪い資料を見いだし次第独特的の補修技術で手間暇をかけ最善の状態に保つておこうとする伝統的な考え方は、ある意味では資料への現状変更を即座に行つていく体制を持ち続けることで成り立つており、これは現状変更を基本的に嫌い、すべて事前の届け出を義務づけている現行の文化財保護法の基本理念とは一線を画するもので、結果として文化財の指定を受けないということに帰結しています。そのため書陵部は所蔵資料の公開に後ろ向きだととのご批判を受けることがあります、私が申し上げました事情をご勘考頂ければ、決して公開に対して後ろ向きではないことはご理解頂けると思います。例えば、その一つの例として展示会を毎年開催しております。書陵部の三課が持ち回りで、三年に一回の割合で各課担当の展示会を開いています。ただし、言い訳がましいのですが会場が狭く期間も一週間足らずと短いことから、研究者の方々に招待状をお送りしてご覧頂いているのが現状でございます。こうした方法に誤解を

生む原因の一つがあると思いますが、これはいずれ解決しなくてはならないことと私は考えております。ご承知のように『国史大系』収録史料には書陵部所蔵本が原典となっているものが少なくなく、より多くの方々にそれを知つて頂き、さらにはご利用頂きたいと願つております。そのため、学会や大学のご要望に応じまして例年の展示会とは別に小展示会を隨時行つております。今月も大学からの展示会開催要請で一回、文学関係学会の要請で二回小展示会を行いました。ご要望があればお声をおかけください。

それから最後に今一言。閲覧室が狭く、予約制をとらざるを得ないことについて付け加えさせて頂きります。実は史料を閲覧して頂く机が、今皆さんのが三人でお使いになつてある机と同じくらいの一間の長さで奥行きが半間程度あります。と申しますのは、史料そのもの、つまり原本史料には巻子本が少なくなく、閲覧者一人の専有空間が狭いと史料を痛めてしまう危険性があるのです。それで一人の専有領域が広いのです。したがつて席数がとれず六席しかありません。どうぞこうした点をご理解頂きたく、あわせて皆様のご利用をお待ちしております。ちょっと時間を食いましたが書陵部の紹介をさせて頂きました。

二、明治天皇紀編修過程の概略

それでは今日のテーマに移ります。先ほどお話ししましたように書陵部の業務の一つに、天皇・皇族の実録を作るということが挙げられます。その代表的なものに、正確には図書寮編修課の仕事ではないの

ですけれども『孝明天皇紀』と『明治天皇紀』のふたつと、最近新聞紙面で嫌な思いをしております『大正天皇実録』と、それから現在進行中の『昭和天皇実録』があります。前二者について正確には編修課の仕事ではないと申し上げたのは、『孝明天皇紀』は「先帝御事蹟取調掛」が、『明治天皇紀』は「宮内省臨時編修局」(のち宮内省臨時帝室編修局)が編修を行っているからです。これに対し後二者は純然たる編修課の仕事です。申し遅れましたが「昭和天皇実録」では広島大学および九州大学に私どもの研究官がお邪魔いたしました折りには、ご協力を頂きありがとうございました。『昭和天皇実録』の編修は平成二年に始まりましたが、史料蒐集の裾野が年々広がり、なかなかか先に進めない状況が続いております。

さてこれらの中で完成度が高い一番大きな仕事として知られておりますのが『明治天皇紀』でございます。『明治天皇紀』の編修は、大正三(一九一四)年の一二月に始まります。このときの皇室令第二二号で臨時編修局を設けて『明治天皇紀』をつくるということ、總裁以下の主立つた人事が発せられました。しかし実態としては翌年の「編修要綱」でその方向が定まつてまいります。この時に出されました『明治天皇紀』の編纂計画では、五カ年間で完成するというものでした。だいたい編纂事業といいますのは、例えば県史や市史編纂に関わられた経験をお持ちの方はお分かりと思いますが、だいたい五カ年とか一〇カ年とかいうのが完成までの定番なのです。『孝明天皇紀』も『明治天皇紀』も五カ年計画で出発しますが、五年経つと情勢が変化したということで何年か延長し、さらに延長を重ねるという結果に

なります。こうした経過については、表二「明治天皇紀編纂分担構成および編纂概略」をご覧ください。

編纂事業では、全員が天皇の御誕生からいつせいに始めるることは非効率的ですから、通常は天皇の一生を幾つかの時期に便宜的に分けてあります。明治天皇紀の場合は、当初四つの時期に分けてあります。しかし、これを決めた大正四年のはじめには編修担当者をまだ集めていた段階で実体を伴つてはいませんでした。ようやくスタッフが集まつた同年の五月の段階になると、これで編纂するのは少し無理ではないかとの意見から、四部構成を止めて六部構成に編成替えし、それぞれの編修担当が二つの時期を扱うようになります。この変更は、当初の編修担当の主な任務が資料の蒐集であつたことを考えれば尤もなことです。一人の編修担当が一つの時期に専念するということは、ほかの時期への対応を困難にし、担当する時期によって編修担当の調査負担に大きな差が生じる場合があり、結果として円滑な事業の遂行に支障を来す、との判断が下されてこうした結果になつたものと思われます。

この大正四年という年は、『明治天皇紀』の編纂にとつては非常に大きな意味を持つた年でございます。この年に維新史料編纂会との結びつきが出来ます。この編纂会との結びつきが、実のところ『明治天皇紀』の性格を大きく変える契機となります。

ここでちょっと余談となりますが、この大正四年段階では『明治天皇紀』の名称について二つの表題が記録から読み取れます。すなわち大正三年一二月一日公布の皇室令第二二号を見ますと、条文中に「明

表二 明治天皇紀編纂分担構成書及び編纂概略

大正4年1月「編纂要綱」	大正4年5月改訂	大正7年10月改訂	大正9年	大正12年・13年	大正15年	昭和2年改訂	昭和4年	昭和5年
○「編纂要綱」全5条	○「編纂要綱」第1条改訂	「御紀編修二関スル編頃」	「明治天皇紀編修綱要」 ・編修方針の変更 ・天皇紀公刊構想	5カ年延長	編修部構成改正		3カ年延長	
※当初5カ年計画	※編修分担改訂	10カ年編纂延長						
第一部 「嘉永五年御降臨以後諸位御時代全部」	第一部 池辺編修担当 「嘉永五年御降臨以後諸位御時代全部」	第一部 池辺編修担当 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第二部 幸田編修官担当 自明治十五年至明治三十二年	第三部 木寺編修官担当 自明治三十二年至大喪	第四部 渡辺編修官 自明治十五年至明治三十一年	第五部 上野編修官 自明治三十二年至大喪	第六部 本居編修官 自明治五年至明治十四年	第七部 本居編修官 自明治三十七年・明治二十八年
第二部 「御即位以後藩置県ニ至ル」	第二部 重田編修担当 「御即位以後藩置県ニ至ル」	第二部 幸田編修官担当 自明治三十二年至大喪	第三部 木寺編修官担当 自明治三十二年至大喪	第四部 池辺編修担当 「明治十九年以後明治十八年ニ至ル」	第五部 重田編修担当 「明治二十七八年戦役ノ終ニ至ル」	第六部 三宅編修担当 「明治三十七八年戦役ノ終ニ至ル」	第七部 本居編修官 自明治五年至明治十四年	第八部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年
第三部 「明治五年以後明治十八年ニ至ル」	第三部 三宅編修担当 「明治五年以後明治十八年ニ至ル」	第三部 木寺編修官担当 自明治三十二年至大喪	第四部 渡辺編修官 自明治十五年至明治三十一年	第五部 上野編修官 自明治三十二年至大喪	第六部 本居編修官 自明治五年至明治十四年	第七部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第八部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第九部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年
第四部 「明治十九年以後明治四十五年ニ至ル」	第四部 池辺編修担当 「明治十九年以後明治二十七八年戦役ノ終ニ至ル」	第五部 重田編修担当 「明治二十七八年戦役ノ終ニ至ル」	第六部 三宅編修担当 「明治三十七八年戦役ノ終ニ至ル」	第七部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第八部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第九部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第十部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年	第十部 本居編修官 自嘉永五年九月二十二日至明治十四年
編纂概略	○「維新史料編纂会との協定」 ・編新編纂会より明治4年までの資料借用 ・副總裁兼任、維新史料編纂会委員若干の編修局御用掛兼任、同編纂委員若干の編修局 ・向こう10年で完成 ・監修編修局草案につき維新史料編纂会より意見徵収 ○甲1号「資料採録範囲」 ○甲2号「編纂規程」 ○「御紀資料採集規程」	○6/8皇室令第3号 官制改正 ・編修は輪番体と紀事本末体併用 ・編修部構成変更 ・資料採録範囲の作成（編年綱目体）し、これにより編修官長は天皇紀を編修 ・向こう10年で完成 ・天皇紀の英文翻訳 ・圖画巻の作成	○5/15編修方針に付き奏上、同「明治天皇紀編修綱要」 ・編修方針の変更 ・天皇紀公刊構想 ・对外關係叙述の重視 ・台頭闕字の不用 ・天皇紀の英文翻訳 ・圖画巻の作成	○6/14三上編修官長 ・編修事業の完遂につき ・金子絶裁の了承を得る ・編纂の5カ年延長 ・背景記述の簡略化 ・公刊事業の分離 ・紀事本末体対象記事 ・精選 ・英仏文翻訳の当分の 中止	※編修と資料採集・探査掛設置 ・各部1名 ・時間外私宅による執務の移動と検討の許可	○7/4宮内大臣一 カ年延長上申書 木喜鶴郎允金子3		

治天皇紀」とあります。が、臨時帝室編修局の記録である『編纂事業録』には「明治天皇実録」と明記してあるのです。通常「実録」といえば中国や朝鮮の王朝の歴史、どう生まれてどう滅んでいったのかを叙述するのですが、日本の場合は王朝が変わりませんから実録という言葉の意味が大きく異なります。私の感想ですが、先述した四つの天皇紀・実録を見る限り、実録の表題を持つものは、何と言いますか公的な叙述が多い印象を持っています。これはあくまでイメージとしてです。

これに対して天皇紀を表題にもつ叙述は、特に『明治天皇紀』の場合には非常に私的な、言い換えると「睦仁伝」とでも表現できるようなイメージの叙述が少なくありません。一昨年から順次公開しております『大正天皇実録』は、墨塗りのことで話題となつておりますが、この墨塗りの部分を含めて考えましても、公的な天皇の姿が際だつて見えます。これが両者の大きな差になつています。

例えば『明治天皇紀』の明治九年四月四日条には、岩倉具視邸への能楽鑑賞を目的とした行幸記事が見えます。これが東京における能楽天覧の最初と天皇紀は記しますが、さらに続けて「明治天皇亦能樂を好み謡曲をも謡はせたまふ、但し天皇の謡曲は所謂耳学にして、特に習ひたまへるにあらざれば、素より御堪能とは申し難し」と記し、追い打ちをかけるように、興に乗じると女官等を召して「玉音高らかに之れを教えたまふ」ことがあつたと伝聞情報で締めくつています。こうした記載は『大正天皇実録』にはあつてもごく希です。乱暴ではありますが、現在に残る『明治天皇紀』と『大正天皇実録』とを概観した範囲で言えば、実録という言い方には事務的で、公的な臭いが強

いものという印象が残ることは否定できません。さらに余談ですが、もし先に見た岩倉邸への行幸記事と同種の記述が大正天皇実録にあつたとしても、現在の情報公開法の施行令による同法の歴史資料への適用を厳格に遵守することにより、この記述が官報等で公にされていない限り天皇の私的な行幸やその内容を公にする慣行がないとの理由と、天皇が何をお好きなのか公にする慣行がないことの二つの理由から墨塗りにされてしまうことは確実です。

話を本論に戻します。大正四年五月に「編修要綱」が改訂され六部構成となります。こうすると逆に言えば編修担当者は多方面にわたり資料の蒐集に努めなければなりません。これには編修方法の特殊事情も関係しています。一般に伝記の編纂、例えば書陵部に残されている木戸孝允の伝記『松菊木戸公伝』の編纂資料を見てみると、木戸に関する書翰の要約が日時順に並べられており、筆者は必要に応じて書簡原本を取り出して伝記に引用したり、翻刻された書簡集を用いて本文を作成します。これに対して、天皇紀はまず資料所蔵者を探して資料を借覧し、蒐集した資料から必要部分を抜き書きして原稿化し(これを史料採録と呼びます)、それら採録された多種多様の資料を日付順に並べて、天皇の「御目覚」から「御簾」までの全出来事に関する一日一日ごとの史料集を作ります。これを仮稿本(資料稿本)と呼びます。編修官長は編修担当が作成した仮稿本をもとに本文を執筆しますが、この方法は天皇の御動静を知る上では大変に有効ですが、大変な時間を必要とする編修担当者には大きな負担となる作業であつたと思います。例えば池辺編修担当は「嘉永五年御降誕以後儲位御時代全

部」と「明治十九年以後明治二十七八年戰役ノ終ニ至ル」時期の資料について今お話ししたような作業をしなければなりません。

ところが、それではとても五年という編修期間では間に合わないだ

事業を一〇カ年延長することになります。この延長の決定と同時に、執筆の体裁や仮稿本の作成方法などについて諸規則を作り上げます。先ほどお示しした表二「明治天皇紀編纂分担構成および編纂概略」に諸規則名等を入れておきましたのでご参照ください。

諸規則名等を入れておきましたのでご参照ください。

史料編纂会への接近という方法でした。当時、史料編纂会では維新时期の史料を活発に調査蒐集しておりましたので、廃藩置県までの史料は史料編纂会から借覧し、もし臨時編修局で蒐集した史料中に史料編纂会で必要なものがあれば逆に借覧させるという、いわば史料利用に関する相互乗り入れを両者が約束したのです。さらに人的にも、史料編纂会の副総裁が、具体的には金子堅太郎ですが、その副総裁が臨時編修局の副総裁を兼任し、さらに御用掛と編修委員も乗り入れを実施しようと決めるのです。「ここにその主要人事を表二「臨時帝室編修局主要職員」として一覧表にまとめてありますのでご覧ください。ところで、「ここに挙げた金子堅太郎は、一般には日露戦争時の戦費調達に奔走した人のイメージが強いのですが、後で述べますように三上参次・藤波言忠と共に『明治天皇紀』の編修には全くことの出来ない重要人物です。こうした史料借覧や人的交流を通じて、五カ年間での完成を目指して編修作業が進められました。

た田中光顯が亡くなると、副総裁ではありますが実質的に編纂事業を進めていた金子は同九年に「明治天皇紀編修綱領」を定めまして、「明治天皇紀」は天皇の御事蹟を著すと共に、明治時代史でなくしてはならぬとして自身の持論を現実のものとします。ここに『明治天皇紀』はその性格を大きく転換したのです。この金子による編修方針の転換は、この事業に携わる編修担当者に新たな負担となりました。もつとも当時の担当者がこれを負担と意識したか否かは分かりません。事業内容の面でも新たに対外的な叙述を増やすことや外国語版の天皇紀を作成することなどが盛り込まれ、職員にも翻訳担当者が加わります。こうした事業の拡大は、結果として事業の新たな延長をもたらし、大

表三 臨時帝室編修局主要職員 (臨時編修局: 大正3年12月1日～同5年11月 日)
 (臨時帝室編修局: 大正5年11月 日～昭和8年9月30日)

昭和8年廃局時: 職員61名
 転免物故者168名

総裁	副総裁	顧問	幹事 (事務官)	編修長 (編修官長)	編修修 (編修官)	編修官補	御用掛	嘱託
土方 久元 (T7, 11, 4没)	金子堅太郎 (T4, 7, 7 - T11, 4, 25)	山県 有朋 (T11, 2, 1没)	近藤 久敬 (宮内大臣秘書官)	股野 琢 (博物館総長) (T10, 1, 17)	三宅 米吉 (高等師範学校長・文博)	須長 真彦 (-廃局)	山口銳之助 (図書頭・理学博士)	大原 重明
田中 光顯 (T7, 12, 25 - T8, 5, 9没)	藤波 言忠 (T11, 4, 25 - T15, 5, 24没)	大山 巍 (T5, 12, 10没)	藤井宇多治郎 (-廃局)	竹越与三郎 (T10, 1, 17 - T15, 5, 17)	重田 定一 (文部省図書審査官)	折井 最一 (-廃局)	藤波 言忠 (宮中顧問官)	竹内 栄喜 (陸軍少将・軍事史)
金子堅太郎 (T11, 4, 25 - 廃局)		松方 正義 (T13, 7, 2没)		三上 参次 (T15, 5, 17 - 廃局)	池辺 義象 (京都帝国大学講師・古 代法師史)	沢辺 復正 (-廃局)	小牧 昌業 (維新史料編纂会委員・ 文博)	山田 立夫
		井上 鑿 (T4, 9, 4没)		幸田 成文 (慶大教員・大阪市史編 纂主任)	中島利一郎 (-廃局)	中原 邦平 (維新史料編纂会委員・ 文博)	五姓田子之吉	
		徳大寺実則 (T8, 6, 4没)		木寺柳次郎	布施 秀治 (-廃局)	三宅 米吉 (高等師範学校長・文博)	太田鉄治郎	
		西園寺公望		渡辺幾治郎	熊谷 小鷹 (-廃局)	黒沢 次久 (維新史料編纂会事務局 長)	岡田 美 (神道研究・のち舊岡 八幡宮宮司)	
		杉 孫七郎 (T9, 5, 3没)		本居 清造	永井 直邦 (-廃局)	木多辰次郎 (図書寮編修課長・文博)	大西喜三次	
		香川 敬三 (T4, 3, 18没)		上野竹次郎	三島吉太郎 (-廃局)	豊原 資清		
					松本 勝三 (-廃局)	西 忠義		
					深谷 博治 (-廃局)			
					堀田 喜慶 (-廃局)			
					筧 文吉 (-廃局)			

正一五年にはさらに五年、昭和五(一九三〇)年には三年の延長を決し、結局出来上がりりますのは昭和八年で、同年九月三〇日に昭和天皇に捧呈されて一件落着となります。ちなみにこれから五年後の昭和一二年に図書寮編修課で進めていました『大正天皇実録』も完成し、これも同じく昭和天皇に捧呈されます。またこれと前後して同じく編修課で進めしておりました孝明天皇にいたるまでの『天皇族実録』も完成し、同じく捧呈されます。こうした点を考慮すると、昭和一〇年前後は戦前期の天皇制を考察する上で重要な時期となつたといえます。

昭和天皇に捧呈された『明治天皇紀』の本紀は全部で二五〇巻。それに画卷が一巻添えられました。本紀は『孝明天皇記』以降の体裁を踏襲して全文タイプです。画卷は二世五姓田芳柳の作品です。初代五姓田芳柳には義松という長男があり、巡幸時の随行画家として沿道風景を描いたり、フランスに留学してサロンに入選したり活躍していましたが、天皇紀編纂の頃には身を持ち崩し、画卷の制作は初代の娘婿が担当しました。昭和天皇に献上された『明治天皇紀』本紀も画卷も完成本は御手許にあるはずですので、私はその実態については分かりません。ただし画卷の下絵二巻は書陵部が所蔵しておりますので、ご興味のある方はご覧ください。

三、臨時帝室編修局蒐集本について

以上が編纂経過の概要です。次に、『明治天皇紀』の編纂過程で史料の複製として作成されたり、または執筆参考用として作成された臨時帝室編修局蒐集本、略して臨帝本についてお話しします。

『明治天皇紀』については刊行されている『明治天皇紀』は原本と同じなのかなと、よく質問されます。少なくとも私の知る範囲では一部を除いて同じものです。一部というのは、昭和三一年からの刊行に伴い本文中の記載と原史料と照合がおこなわれましたが、このときに特に分かりにくい語彙については同意語の一般的な語彙と変更したと漏

れ聞いております。その意味では戦後校訂版の『明治天皇紀』といえなくはありませんが、文意を全く変えるような手を入れてはいないはずです。また、『明治天皇紀』の天皇の崩御时刻につきましても『原敬日記』などとは異なるとのご質問を受けますが、『明治天皇紀』の崩御时刻の記載根拠は官報であり、実際については存じません。ただし、戦前期に皇室や皇族の方が亡くなると、その时刻を実際より遅らせて祭祀を円滑に行えるように配慮したといったことがまことにあつたようで、これは巷間にも知られた事実です。戦前刊行された皇族の公的な伝記などには、皇族が出先で亡くなられた場合、喪を発せず帰京後に薨去と明記しているものもあります。『威仁親王行実』別巻(高松宮蔵版 昭和一五年)に記された故有栖川宮威仁親王妃慰子の薨去記事が典型的な例です。この辺の取り扱い方は当時の宮務法や価値観に深く関わると思われ、現代ではなかなか理解しにくい部分だと思います。

めて天皇の一日一日の行動が分かるような資料集を作ることでした。

この仮稿本の作成はきわめて時間のかかる作業ですが、編修官長はこの仮稿本を材料に編修しますから、編纂上では不可欠な作業と言わざるを得ません。作業は、執筆の遅れから編修官も本文執筆に直接関わるようになつてからも継続されています。こうした作業の過程で、本来史料を所蔵者から拝借して、必要な部分を採録し、史料はお返しをするのが一連の流れであったのですが、史料によつては全部もしくは抄出し複製本を作成したケースが少なくありません。こうした複製本が、現在臨帝本として書陵部には残されております。現在公開されている臨帝本の数は、約一四〇〇件三三〇〇冊に及び、しかもここでいう一冊は、一冊一文書の場合もありますが、書翰や書類など一点一点が大部でない場合には、複数の文書がこの一冊に合併されて収録されていますから、臨帝本として残されている複製本の史料数の実態は相当数に上ります。

仮稿本や複製本の作成を細かく規定しているのが、大正七(一九一八)年に制定された「編纂規程」です。この規程に従い、複製本にはその複製が作成された書誌情報が各臨帝本の表紙裏に書き込まれています。内閣文庫所蔵『慶應四戌辰年 平松時厚在職中日記』の臨帝本を例にとりますと、画面にもありますように同書の書誌情報によれば、原本は内閣官房の記録課所蔵、編修官の指示によりこの日記を明治天皇紀の編纂資料として蒐集したのは図託の加藤政司郎です。加藤は原本を古谷美恵子に謄写させ、謄写を終えた複本を佐藤威徳が校正し完成させたことが分かります。このほか臨帝本によつては蒐集するに

至つた経緯の記載があることも少なくありません。このように臨帝本は、複製作成経過がよく分からぬことが多い一般例とは異なり、第一に複製意図が『明治天皇紀』編纂資料であることが明白であり、さらに書誌情報からその複製本の来歴が明確にされています。

こうした複本類がなぜこのように多数現在に残されたのかと申しますと、これには昭和九(一九三四)年金子堅太郎によりまとめられた「明治天皇紀編修綱領」の第八条、すなわち「箇人ノ著述ニ係ル歴史又ハ伝記ハ事実ノ出所ヲ証明スル例アリト雖トモ明治天皇紀ハ史臣課分チ証ヲ挙ケ検討ヲ尽クシタルモノナルヲ以テ別ニ出所ヲ挙クルヲ要セス但シ史料ハ長ク宮中ノ一局ニ保存スル事」に由ります。同条は出典註記の方法について述べたもので、御紀本文の出典註記には典拠史料名や文献名のみが記載され、それ以外の具体的な情報は記載しないという『孝明天皇紀』や『三条実美公年譜』など宮内省が関係した編纂物の一貫した註記方法を『明治天皇紀』も踏襲することを述べたものです。その背景にあるのは、史料批判を含めた考証は宮内省として責任を持つて行うのであるから史料についての書誌情報をいちいち明らかにせず、その代わり典拠とした資料(複写資料)は宮内省内に残すという編纂に対する姿勢です。こうした典拠の表記方法は現在の『大日本古文書』のそれと一脈を通じていると思いますが、典拠註記のひとつ見識には間違いなく、何よりもこれにより多数の臨帝本が作成され今日に残される根拠となつたことは、歴史を学ぶ者にとってありますたいことです。

写本で最も重要なことは、当然のことながらその信憑性にあります

が、臨帝本の場合はきわめて念が入っています。例えば、伊藤博文の『秘書類纂』に収録されている「日清事件」に多く見えますが、閣議書の鑑などは原本を影写のように丸ごと書き写しています。従つて印や花押もすっかり真似で書き写している。書き損じなどもそのまま写し取っています。もつとも墨書による筆写に、タイプによる筆写が加わると、そうした「丸ごと」の筆写方法は影を潜めてしまします。こうしたいわば「丸ごと」筆写の信憑性を、さらに一段と高めているのが校正です。先ほど『平松時厚在職中日記』でも触れましたが、臨帝本の作成では作業分担のなかに校正がきちんと組み込まれています。そして校正の結果は一枚目の写本原稿裏に記録されます。『平松時厚在職中日記』の場合、「誤」が一八カ所、同じ字を二度書きしているところが六カ所、書き落としが八三カ所で、余分な字が一カ所、こういう校正結果です。これはいわば筆写生の成績の記録であり、確実な筆写を目指して筆写生間には競争もあつたでしょうし、大変に緊張した環境であつたことは想像に難くありません。

それから写本の作り方にも幾つかのタイプがあります。例えば近代史をご専門になさっている方であれば、必ず気になる史料の一つに『徳大寺実則日記』があります。書陵部では原本・臨帝本の両者共に所蔵し、すでに公開しております。この『徳大寺実則日記』の臨帝本には二種類あります。一種類は全文複写した完全版の写本、もう一種類はおそらくは本文執筆上の必要から作成されたと思われる抄録版の写本です。ただし、何を基準にした抄録なのかは分かりません。このほか書陵部所蔵ではないのですが、早稲田大学所蔵の渡辺幾治郎旧蔵本の

なかにもう一種類の写本があります。こちらは毎年行われます祭祀などが省略してあります。なお、この『徳大寺実則日記』は臨帝本の作成時には徳大寺家から借覧しており、当時は図書寮所蔵ではありません。

これに対しても、借覧の段階か、筆写の段階で写本として残される史料が選別されている例があります。選別は編修官の判断によると思われますが、原本所蔵者側が選別した史料を借覧した結果とも考えられます。例えば『黒田清隆文書』ですが、臨帝本一〇巻のうち三巻をなす書翰の写本を、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「黒田清隆関係文書」と比較すると、書陵部の写本が黎明館では原本として所蔵されている場合と、どちらか一方にのみ文書がある場合とがあります。

こうした例から臨帝本が残されていたとしても、それをもつてある家分け文書の全てと理解することはできないことが分かります。当たり前と言えば当たり前ですが、臨帝本を考える上で注意が必要な点です。

以上の例は、比較すべき原本が現存している場合ですが、臨帝本はもう一つ特徴ある側面をもつています。それは写本が作られた後で、原本が失われてしまったケースです。この場合は先述したような作成上の信憑性の高さから、臨帝本の持つ意味が一段と強くなります。例えば、山田顯義の『山田伯爵家文書』は、大正一四年に山田家より借覧されて写本が作られ、昭和二年に同家に返却されています。当時、山田伯爵家は麻布笄町にありましたが昭和二〇年に空襲で罹災し、原本は以後行方不明となっています。結局、山田家旧蔵文書は書陵部

の臨帝本にある写本だけが残つており、山田伯爵家文書の主要文書の全容をほぼ伝えています。ただし、借覧時に行つた全体調査の記録からみると、複本を作らぬまま灰燼に帰した文書も少くはないようです。

こうした複写によつて資料を作成し天皇紀を編む方法は、「明治天皇紀」だけではなく『孝明天皇紀』にも用いられています。『孝明天皇紀』の場合には、特に特殊な文書の写本が作成され編纂材料として利用されています。孝明天皇の「御記」がそれです。申し上げるまでもありませんが、「御記」とは天皇の日記です。その意味では、「御記」には天皇の肉声が記されていると言つても過言ではありません。一例を示せば、安政五（一八五八）年の日米修好通商条約締結を繞つて孝明天皇が勅許を与えなかつたことはよく知られていますが、天皇は攘夷を神に祈るため伊勢神宮と石清水加茂両社に公卿勅使を派遣します。このときの自ら認めた祈祷の案文が御記に見られ、天皇の攘夷を主張する心情が記されています。「御記」という史料の性格上、写本以外では蒐集は不可能であり、写本の持つ真価が發揮されたひとつの好例といえましょう。これも余談ですが、『孝明天皇紀』まではこの「御記」がしばしば編纂材料に登場するのですが、『明治天皇紀』以降には登場しません。

以上のように編纂事業、とりわけ『明治天皇紀』の編纂事業において、写本すなわち臨帝本の果たした役割の大きさについて、その一端をご紹介させて頂きました。こうした臨帝本は、はじめに述べました『和漢図書分類目録』などの目録類や紀要の彙報に「臨帝本」と明記され

て掲載されています。これによりどのような史料が天皇紀編纂に利用されたのかを知ることが出来ます。しかしその一方で、『孝明天皇紀』を編纂した「先帝御事蹟取調掛」の蒐集本は書陵部所蔵本の一部にとけ込んでしまつており、目録からは判断することが出来ません。これは『孝明天皇紀』編纂と『明治天皇紀』編纂それぞれの事後処理、つまり編纂材料をどのように位置づけているかの相違が、結果として現れたものと思います。アーキビストは、目録作成の意味を十二分に理解して取り組まなければ将来に禍根を残すという過去からの警鐘と言えるでしょう。

四、いわゆる「歴史資料」の公開と保存問題

ちょっと時間が過ぎますけれども、最後に一つ重要なお話をさせていただきたいと思います。今までお話しいたしました『明治天皇紀』の編纂資料、これは我々のセンスから言うと編纂のための歴史資料であるというふうに考えるわけです。ところが現状では、この編纂事業が現在進行中であるとしたら、平成一三（二〇〇一）年四月の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成一一年五月一四日法律第四二号）、いわゆる「情報公開法」が施行されて以降は、厳然たる行政文書に位置づけられています。つまり一般庶務の行政文書などと同じ行政文書なのです。いま現在、宮内庁により『明治天皇紀』が編纂されていると仮定します。すると、臨帝本は、国家公務員である宮内庁職員が『明治天皇紀』編纂という事業、つまり行政行為の中で、

職員が組織的に集めて組織的に使つてゐる資料ですから紛れもない行政文書なのです。そうしますと、編纂の最中であれば見せてくださいと言われた時には、まだ事業進行中で書き込み等を行いますから審議検討情報であり、閲覧をお断りします。つまり情報公開法第五条の規定に従えば見せてはいけない情報に当ります。それではこの事業が終了になるとどうなるのか。行政行為を行う上で利用された行政文書は、その役割を果たせば歴史資料となりしかるべき機関で保管されるか、または破棄となります。これを『明治天皇紀』に置き換えれば、編纂材料としての臨帝本は保管に移されるか、または廃棄となります。歴史家のセンスからいえば『明治天皇紀』の編纂材料である臨帝本はそれ自体が史料であるのですが、合法的に廃棄されてしまうこともあります。さらに破棄を免れ歴史資料となり保管されるに至つたとしても、それが即公開に結びつくかといえば答えは否です。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」（平成一二年二月一六日政令第四一号、以下施行令）第三条において、歴史的もしくは文化的な資料または学術的な資料であつても情報公開法の第五条に従いその公開を制限することが出来ると定められているからです。情報公開法第五条は、国の安全や国際機関との信頼関係に関わる情報、犯罪や治安に関わるなどの情報の開示を禁止すると共に、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の開示を禁止しています。この個人識別情報の開示の禁止規定は、先にお示しした施行令の規定により広く歴史資料にも適応されているのです。このことは従来から問題にされているプライバシー保護と混同されがちですが、実際には遙かに凌ぐ内容を含んでおり、厳格に法を遵守すれば歴史資料の公開は不可能になる危険性をもつています。しかも情報公開法は、行政機関の行政文書の開示措置に対して不服ならば国民の知る権利を重視して、不開示となつたことの不服に対する審査請求を求めることが出来ると規定しているのに対し、施行令は歴史資料に関してこの点については何等触れていません。つまり歴史資料は情報公開法第五条により公開に籠が掛けられている一方で、その不服審査請求は認められていないのです。こうした現状において歴史資料の公開の仕方は、施行令に従いつつも、当該資料館の公開規則に大きく規定されており、利用者がその規定による公開内容に不服であれば、その適法性についての判断は行政裁判に依らねばなりません。このことは、もし行政裁判が起これば当該機関の責任者が当事者の一人となることを意味しています。今後さらに、日本社会が欧米社会のように裁判で物事の是非を判断するという方向に進んでいく時には、文化機関だからといって裁判は対岸の火事とは言えない状況が、すぐそこまで来ていると言つても過言ではありません。しかし、現実には一般の研究者がそう容易く行政裁判を起こせるわけもなく、結果的には歴史資料の非公開部分を見ることは、一般の研究者にとつて事実上不可能であると言えるでしょう。

話を元に戻して、要はこうした情報公開法とその施行令に規定された現在、もし『明治天皇紀』が始めて公開されるとなれば、皆さんがご利用になつておられる吉川弘文館の『明治天皇紀』のような全面公開は決してあり得ないし、現在公開されている臨帝本についても否定的にならざるを得ないということです。

新たな資料館や文書館を設立するに際して、概して建物や組織を作り上げることに勢力が傾けられますが、実際の運営に当たつてはこうした資料の公開上の法的な枠組みと対峙することになります。この枠組みが、国民の知る権利を保障する目的で生まれたいわゆる情報公開法により規定され、結果として歴史資料の公開をむずかしくしていることは、まさに法律のパラドックスといわざるを得ません。歴史資料が国民の英知と反省の証人として多くの人々の目に触れるように、歴史資料の公開の枠組みを独自に規定する法律の整備の必要性や、プライバシー保護の問題と歴史資料の公開基準の策定など、解決せねばならない問題が山積しているのが現状です。

おわりに

『明治天皇紀』の編纂過程と臨帝本の作成を通じて、近代史における編纂事業についてお話ししさせて頂きましたが、最後に触れました歴史資料の公開につきましては資料館や文書館の根幹に関わる問題です。プライバシー問題にも十分に配慮しながらも、文書館活動が空洞化しないように、いかに情報を公開していくかを常に念頭において、

自らもそのために理論武装していく姿勢が今や資料館や文書館に求められていると思います。これを常に念頭に置いて、資料の保存公開機関である文書館や資料館を真に機関たらしめるため、どのように運営していくかというソフトの構築こそが最も重要であることは、すでにご承知の通りです。これと表裏一体の事柄ですが、資料を蒐集し、調査研究し、整理し、保管し、そして公開していくという文書館活動の中で、アーキビストの体制をどのように整えるかも大きな課題として議論が必要であることは申すまでもありません。なお、本日申し上げましたことに關しましては拙稿「近代の編纂事業と写本」（『法政史学』五八二〇〇一年）にも触れております。また、情報公開法の問題に関しては長井純市氏が「岩壁義光氏の報告に寄せて」（同右）でコメントを寄せられており、「最近両者の見解の相違を論争として位置づけられた檜山幸夫氏が『台湾総督府文書と日本の近代行政文書』（『台湾総督府文書の史料学的研究』ゆまに書房二〇〇三年）の「結」で見解を述べられていますので、ご興味のある方は、こちら頂きたいと思います。まとまりがなく恐縮ですが、これで終わりとさせて頂きます。

（いわかべ よしみつ・宮内庁書陵部編修調査官）

「司会」ありがとうございました。それでは再びここで、一〇分程度の休憩をとります。前の時計で三時三五分まで休憩にしたいと思います。